

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(案)等に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>削除された住民票、戸籍の附票の保存期間の延長について特段反対するものではないが、市町村において適切な管理、運用がされるのかは極めて疑問である。今般、DV被害者等の支援措置の取扱い件数が増加の一方と捉えられるが、同居者含め従前の住所も加害者に知られることが相当ではない場合、当事者は、一生、支援措置の申出をし続けなければならないことになる。むしろ、被害者は、正確な住所を届出すべきでないと考えられるようになるのは不可避であって、保存期間の延長は、かえって、住民基本台帳の正確な記録の維持を阻害することにもつながりかねない。</p> <p>DV被害者の住所のほか、特別養子の縁組前の住所や、更生施設入所者の住所など、長期保存して外部に提供することが妥当かどうかは今後も検討を要する課題と思われる。戸籍の附票については、特定の住所についての記載が省略された証明書の交付ができるようにしておくべきかもしれない。</p> <p>各市町村においては、DV被害者等の住所について、より慎重に取り扱うことが求められ、相当苦慮していると思われるところであり、窓口担当者は萎縮して、加害者以外からの請求であっても、請求者と加害者の関係が全くないとは言えないとして、本人以外からの請求には全く応じないような対応をしていることも少なからず見受けられるようになっている。司法書士が、相続登記のために、職務上請求をしても、相続人や相続人の同居者にDV被害者がいる場合には、戸籍の附票の交付を受けられないことになるから、このことにより、土地等の円滑な登記にも支障が出てくるのは不可避である。住民票や戸籍の附票の保存期間が延長されても、市町村にとっても当事者にとっても負担が増えるだけで結局意味のないことと指摘せざるを得ないかもしれない。総務省は市町村窓口での取扱いの実態を適切に把握しておくべきと思われる。</p>	<p>○ 今般、総務省に設置された「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」において、「個人の一生の居住関係を公証し、また、確認できるようにするとともに、海外転出者のマイナンバーの海外継続利用に対応するためには、人の寿命を踏まえた年数設定をすることが必要ではないか。」「具体的には、110代、120代の最高齢記録もあり、また、寿命が長くなることも予想されること、戸籍の除籍簿の保存期間や在外者等に係る附票の除票の保存期間が150年であることを踏まえると、150年が適当ではないか。」との報告がされたことを踏まえ、今般の改正により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を150年に延長することといたします。</p> <p>○ 除票等の保存はこれまでも、市町村の判断において、5年を超えて保存されている場合もあり、単に保存期間が延長されることのみにより、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置について支障を来すものではないと考えており、今後とも事案に応じて、従来どおり適切な運用がなされていく必要があるものと考えております。</p>	なし
2	<p>附票等への処理については、150年保存等の定めをするだけでなく、電磁的記録に永年保存という形での定めを行っていただきたい。</p> <p>明治時代等からの過去からの記録が消失していつてしまうのは問題があるものであるが(総務省だけでなく法務省などもこの様な認識を持っていると良いのであるが。)、電磁的記録化した情報を永年保存する事によって国民の権利・資産・歴史などが守られる面は大きいと様々な面から考えられるものである。</p> <p>そしてそのための予算等はそれなりに充てられるべきであると考えるが(市区町村市民課などで多少の人員費増が発生する程度ではないかと思われるのではあるが。)、150年等という保存期間は、当然有期であって永年ではないので、過去の記録を引き継いでいくのに問題と不安があるものである。(150年しか記録が引き継げないのであれば、家系図など作成が明治時代で止まってしまふ。いやそれはとても困る。家系の記録などについてはアイランド程度に記録されるべきと考えるのであるが、そこまですべて150年ではちょっとお粗末過ぎるのではないかと考える。(なお、危惧としてあるので述べておが、150年の様な有期保存の定めについては、問題ある者達による、日本の家系の記録の末梢計画の一環などではないのかと多少疑う。可能性として一応懸念を述べておく。))</p> <p>少なくとも、電磁的記録としては、各種操作が永年的に記録されるようにしていただきたい。意見は以上である。</p>	<p>○ 今般、総務省に設置された「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」において、「個人の一生の居住関係を公証し、また、確認できるようにするとともに、海外転出者のマイナンバーの海外継続利用に対応するためには、人の寿命を踏まえた年数設定をすることが必要ではないか。」「具体的には、110代、120代の最高齢記録もあり、また、寿命が長くなることも予想されること、戸籍の除籍簿の保存期間や在外者等に係る附票の除票の保存期間が150年であることを踏まえると、150年が適当ではないか。」との報告がされたことを踏まえ、今般の改正により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を150年に延長することといたします。</p> <p>○ 住民票の除票等の永年保存については、永年保存とすることによる保管の負担の増大とそれによるニーズ等を踏まえることが必要と考えております。</p>	なし

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ございました。